

教育カリキュラム検討部会要項

制 定 平成31年 3月20日

最終改正 令和 5年 7月 1日

データ・インテリジェンス教育研究部門長決定

(趣旨)

第1条 この要項は、データ・インテリジェンス教育研究部門会議要項第8条の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学教育機構データ・インテリジェンス教育研究部門（以下「部門」という。）会議に設置する教育カリキュラム検討部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定める。

(検討事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) データサイエンス、人工知能教育のカリキュラムの提案に関すること
- (2) データサイエンス、人工知能教育推進のための企画、立案に関すること
- (3) その他データサイエンス、人工知能教育の推進に関すること

(組織)

第3条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 部門専任教員または部門担当教員 7名以内
 - (2) その他の教職員 7名以内
- 2 前項第1号に定める委員は、部門専任教員または部門担当教員のうちから、当該教員の所属長の下承を得て、データ・インテリジェンス教育研究部門長（以下「部門長」という。）が指名する。
- 3 第1項第2号に定める委員は、本学の教職員のうちから、当該教職員の所属長の下承を得て、部門長が指名する。
- 4 第1項第1号及び第2号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、委員のうちから部門長が指名する者をもって充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は協力を求めることができる。

(事務)

第6条 部会に関する事務は、学術情報課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正要項は、令和5年7月1日から施行する。